

広島県告示第八百九十二号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成二十年十一月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

名称	所在地	効力を有する期限	備考
医療法人長久堂野村病院	広島市安佐北区可部南四丁目一七番三〇号	平成二十三年一月五日	新規